

国内クレジット認証委員会御中

## 審査結果概要書

平成 24 年 2 月 29 日

審査機関名 シー・アイ・ジャパン株式会社

### 1 . 排出削減事業の概要

排出削減事業名	東曹産業株式会社大阪工場におけるボイラー更新プロジェクト
排出削減事業者名	東曹産業株式会社
排出削減共同実施事業者名	大阪ガス株式会社
その他関連事業者名	
事業実施場所	東曹産業株式会社 大阪工場 (大阪府大阪市城東区今福東 3-2-18)
事業の概要	本事業は、既設の灯油焚きボイラー2台を高効率の都市ガスボイラー4台に更新することにより二酸化炭素排出量を削減し、また燃料を灯油からより低炭素の都市ガスに転換することによってさらに二酸化炭素排出量の削減を図る。
排出削減量の計画	2010年度：425tCO <sub>2</sub> /年 2011年度：431tCO <sub>2</sub> /年 2012年度：324tCO <sub>2</sub> /年 (事業実施期間合計 1,180 tCO <sub>2</sub> )
国内クレジット 認証期間	事業開始日 2010年4月6日 終了予定日 2012年12月31日
排出削減方法論	方法論番号 001 ボイラーの更新

### 2 . 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

### 3 . 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	<p>事業計画が日本国内で実施されていることを、2012年2月6日に事業サイトを訪問して確認した。</p> <p>排出削減事業実施場所：東曹産業株式会社 大阪工場 (大阪府大阪市城東区今福東 3-2-18)</p>
追加性を有すること	<p>1) 法的義務がないこと 本事業は、法的義務等の順守のために計画されたものではなく、CO2 排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者への質問等により確認した。</p> <p>2) 整備が継続利用可能であること 本事業を実施せず、設備更新を行わない場合、既存設備(灯油焚ボイラー)を継続して利用することが可能であったことを質問、関連資料の閲覧、及び事業サイト訪問時での既存設備の導入実施時期の確認により確認している。</p> <p>3) 投資回収年数 排出削減事業の投資回収年数については、入手した根拠資料、質問および検算により投資回収不能であることを確認している。投資回収年数計算の根拠データについては、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。また、投資回収年数については本事業は補助金を受けておらず、全投資額をもとに算出していることを確認している。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因 当該組織の事業は、当該組織の事業は、珪酸ソーダ及びその二次製品、化学工業製品の製造・販売であり、ゼロエミッションへの取り組みや水質浄化のために必要な微生物の栄養源としてトーソーDAP(活性汚泥用栄養剤)の開発などの環境への取り組み意識が高い。本社生産推進部の指導のもと、工場周辺への環境配慮を目的にボイラー更新を計画し、併せてCSR効果を期待して国内クレジット制度を活用することが決定されたことを確認した。以上の背景から、近隣環境配慮がきっかけとなって、投資回収が不可能にもかかわらず本事業が決定されたことを事業者へのインタビューにより確認している。以上の通り、本事業は国内クレジット制度への参加を意図して実施されたものであり、追加性があると判断できる。</p>
自主行動計画に参加していない者により行われること	<p>自主行動計画への参加の有無について、訪問時の事業者への質問、その他関係者への質問により自主行動計画に参加している事業者でない事を確認した。</p>

<p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p>	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 001 に基づき排出削減量を計算しており、該当する適用条件を満たしていることを確認した。</p> <p>適用条件 1 については、既存ボイラーよりも高効率のボイラーに更新していることを現地確認及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 2 については、本事業により都市ガス焚ボイラーへの更新を行わなかった場合、既存の灯油焚ボイラーを継続的に利用できることを関連資料及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 3 については、都市ガス焚ボイラーにより生産した蒸気はすべて工場内で使用しており、他への供給はないことを確認している。</p> <p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p> <p>3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間についていずれの設備も法定耐用年数の 2 倍を超えていないことを確認している。</p>
----------------------------	---

#### 4. 特記事項

なし